

## SEMINAR REPORT

### 「静環オータムセミナー2025」開催 ～ジェトロの海外輸出支援、PFAS 分析の紹介など解説～

株静環検査センターは2025年11月7日、静岡・藤枝市のホテル・オーレで、恒例の「静環オータムセミナー2025」を開催。当日は約70人の食品関係者にご参加いただきました。



静環検査センター・安間公春  
が開会挨拶



セミナーは約70名が聴講



セミナー後には情報交流会も

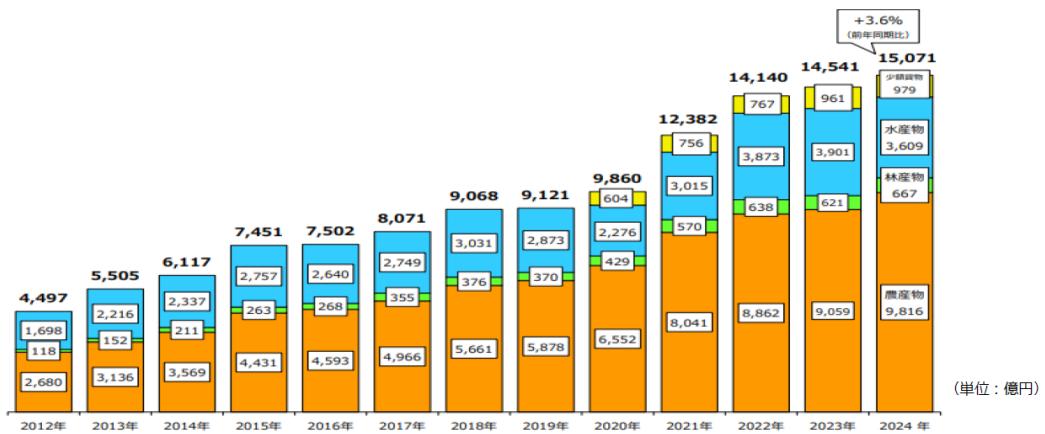
#### 【基調講演】食品輸出の現状について

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課 新井 剛史 氏



基調講演として日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部市場開拓課の新井剛史氏に、食品輸出の現状や可能性についてご解説をいただきました。

2024年時点の農林水産物・食品の輸出額は1兆5071億円（前年比3.6%増）で、政府は同輸出額を2030年には5兆円に拡大する目標を掲げています（図参照）。海外における日本食の人気も高まりを見せており、2023年の海外における日本食レストランは約18.7万店（2021年の約15.9万店から2割増）が展開されており、国・地域別にみると中国、米国、韓国、台湾、メキシコなどが上位を占めているようです。



出典：財務省「貿易統計」を基に農林水産省 作成

食品事業者が輸出に取り組む背景や効果は様々です。例えば、海外での販路開拓が経営基盤の強化やブランド力向上、従業員のモチベーションアップなどにつながるケースがあれば、海外販路を持つことが国内市場の需給安定、国内での販売価格の安定などにつながるケースもあります。

あるいは、国内では低評価されている商品が海外で高評価を得て新しい商品市場を創出する場合もある。例えば、小型のサツマイモが香港や台湾では食べ歩き用として高評価を得たり、国内では安値となりがちな大きなサイズの長イモが、台湾で高評価を得るような事例も見られています。

ただし、取引相手が海外にいるということは、「国内取引とは異なるリスクが存在する」ということを意味する。海外の販路開拓は多様な効果が期待される反面、実際に取り組む際には留意点も多いです。

本講演では、輸出を検討する際の考慮事項や貿易実務の基礎、各国の法規制について確認すべきポイント、商品を魅力的にPRするためのノウハウなどをご説明いただきました。輸出を検討中の事業者が心がけるべき大切な準備として、経営層が「なぜ輸出に取り組むのか?」という目的意識を明確化した上で、「現地調査(競合品の価格、取り扱い輸入業者、市場の特性など)を行うことなどが重要」「最初から完璧な計画を立てるのは難しいので、まずは行動し、試行錯誤で取り組む姿勢も必要」などの助言をいただきました。

ジェトロでは今後の輸出を考えている国内事業者向けに、情報やスキルの支援、商談機会の提供、海外バイヤーの発掘なども実施しています。輸出の際には、貿易の全体像や流れ、輸出入と国内取引との違いなど、基本的な知識を知っておくことが重要となります。ジェトロの支援を活用して販路開拓に成功した事例も多数ありますので、ぜひ相談先としてご活用ください。

### 【参考】ジェトロのウェブサイトより

○農林水産物・食品輸出相談窓口

[https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods.html](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html)

○農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/>

○貿易実務オンライン講座(貿易実務シリーズ、ノウハウシリーズ)

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

○中小企業海外ビジネス人材育成塾

<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

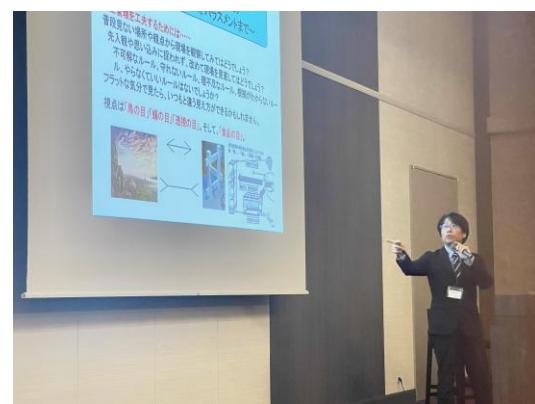
### 【講演】記者の目から見た食品関連事例～食中毒、食品テロ、食品偽装など～

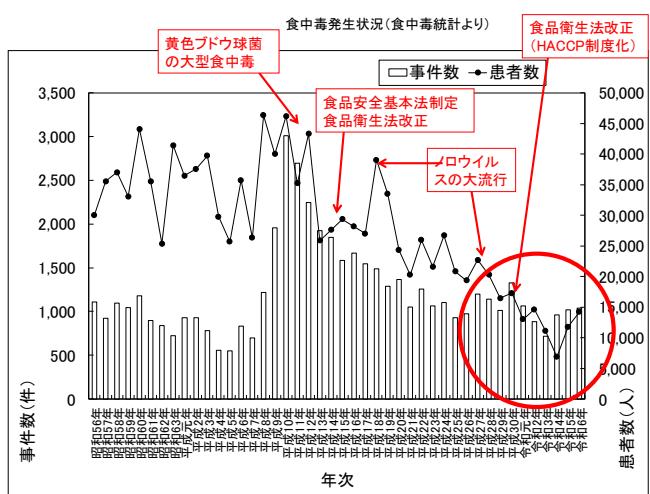
株式会社日本食糧新聞社 記者 立石亘氏

HACCP 施設での取材経験がある立石亘氏は「HACCP 運用で重要なカギは「自主的な『ハザード分析』と『検証』を通じて、継続的改善を怠らないこと」と強調します。同氏は、多くの取材先で「HACCP は動的な仕組みであり、常に『ハザードは変化する』『HACCPを進化させる』という意識が大切」という声を聞いてきたそうです。

2018 年に HACCP 制度化を含む改正食品衛生法が公布され、21 年に原則すべての食品事業者を対象に本格施行されました。その後、食中毒の事件数・患者数は減少しましたが、近年は事件数・患者数ともに増加傾向に転じ、2024 年はコロ

ナ以前の水準に戻っています(図参照)。立石氏は「各現場にフィットする一般衛生管理および HACCP を構築・運用・維持管理することの重要性を、改めて関係者は共有すべき」と主張します。





出典:厚生労働省「食中毒統計」を基に演者が改変

ゲ、検証)、④フレキシビリティ(柔軟性のある運用、弹力的な運用)に関する不十分な理解、⑤行政の監視指導に関する課題(監視指導のバラツキや一貫性の不足)、⑥行政担当者に対するトレーニング、⑦管理で生じる負荷(特に小規模事業者などで記録やその保管が過度な負担になっているなど)など、7項目に集約しています。

立石氏は「こうした海外の情報も参考に、今一度、HACCP制度化の本来の意図は『行政による取り締まりの強化』ではなく、あくまでも(HACCP制度化により)『HACCPは事業者自身の自主管理を重視する時代にシフトしている』という考え方を関係者間で共有すべき」「現場に不要な負担をかけない、現場が取り組みやすいよう、行政や業界団体には『フレキシビリティ』(柔軟な取り組み、弹力的な運用の仕方)に関する情報を発信してほしい」「これまでのHACCPの教育・訓練や講習・研修では、『構築』に重きが置かれていたように思うが、今後は『検証』や『継続的改善(PDCAサイクルを回す)』に関する情報も積極的に発信してほしい」など、さまざまな提言を行いました。

そうした日本の現状を見直す資料として、同氏はEU委員会が2015年に公表したレポート“Better HACCP implantation”を紹介(EUでは2006年に原則すべての食品事業者を対象にHACCPを義務化、2006年から本格施行されている。このレポートでは、HACCP義務化から10年後に指摘された課題を、①法的な規制や指針に関する課題(行政や業界団体が提示する指針が、小規模事業者などで効果的に活用されていないなど)、②行政と事業者の双方で前提条件プログラムとHACCPの理解が不十分、③HACCP原則に関する誤解(特にハザード分析、モニタリング、検証)、④フレキシビリティ(柔軟性のある運用、弹力的な運用)に関する不十分な理解、⑤行政の監視指導に関する課題(監視指導のバラツキや一貫性の不足)、⑥行政担当者に対するトレーニング、⑦管理で生じる負荷(特に小規模事業者などで記録やその保管が過度な負担になっているなど)など、7項目に集約しています。

### 【講演】有機フッ素化合物（PFAS）の検査受入れについて 株式会社静環検査センター 食品衛生検査部 理化学検査課 石川 健



最後に、静環検査センター(以下、当社)理化学検査課の石川健が、有機フッ素化合物(PFAS)をはじめとする理化学分析の受託サービスの概要を紹介しました。

PFASは、主に炭素とフッ素から成る化合物で、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物を指します。現時点でのPFASに係る国内の規制は、地下水や河川水、水道水、飲料水などでは「PFOSとPFOAの合算値で50ng/L以下」という暫定目標値(指針値)が設定されています。また、PFASのヒトに対する影響としては、血液中に蓄積することで特定の健康リスクが増加する可能性などが示されています。

そうした背景から、当社では、PFASの規制対象である水道水や飲料水、地下水などの環境水、農産物、土壤、血液など、幅広い項目の受託検査に対応しています(分析対象は、PFOS、PFOAのほか、PFHxS、PFNAも対応可能)。本講演では、農産物中のPFAS分析で当社が実施している前処理手順(QuEChERS法)なども紹介しました。

当社は、多種多様な分析機器を用いて環境(水や空気、土壤など)を対象とした分析やアセメントを中心に分析業務を請け負っています。近年は、食品中の微生物検査や製造・調理環境の衛生検査、残留農薬検査や栄養成分検査、従事者の保菌検査(検便)、特殊分析(異物鑑定)など、食品検査のラインアップ拡充も図っています。

ISO/IEC  
17025 認定

## PFAS分析

環境省は2025年2月6日、健康への悪影響が指摘される有機フッ素化合物のPFASを水道法上の水質基準に引き上げる報告書案をまとめました。定期的な検査を義務とし、安全対策につなげるため、2026年度から施行されます。工場使用水、農産物の安全安心を見える化いたします！

**SEIKANにお任せください！**

**分析項目: PFOS・PFOA・PFHxSなど**  
**LC MS-MS法**  
**結果速報 2~3週間**  
**専用容器は静環でご提供します**

**分析受入試料: 水道水、地下水、土壤、工業製品、  
血液、農産物等幅広く対応が可能です！**  
**1検体 44,000円税込～**

●水道水の検査【水道法第20条に規定する水質検査】登録番号 第126号  
●衛生検査【微生物学的検査、尿・糞便等一般検査、遺伝子関連・染色体検査】静岡県登録 中部第12号  
●食品衛生法登録検査機関理化学的検査及び細菌学的検査 厚生労働省発東海厚 0210 第1号

### お問合せ先



株式会社静環検査センター 営業スタッフ  
〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地  
☎ 054-634-1000 ☎ 054-634-1010  
✉ [shokuei@seikankensa.co.jp](mailto:shokuei@seikankensa.co.jp)